

重要事項説明書

1 事業所の概要

法人名	株式会社 ケイ・エフ・ティ
事業所名	訪問介護ステーション ソアレ
所在地	群馬県高崎市八幡原町 980-6
介護保険事業所番号	訪問介護 群馬県 1070202849 号
事業所加算	特定事業所加算Ⅱ
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ ベースアップ等支援加算
サービス提供地域	高崎市（倉淵は除く）、旧前橋市、藤岡市、安中市、玉村町、伊勢崎市

2 事業所の職員体制等

職種	業務内容	人員	
管理者	管理業務全般	1名	
サービス提供責任者	受付、記録	2名	
事務担当職員	事務処理全般	0名	
従事者	介護福祉士	介護サービス	7名（常勤1名、非常勤6名）
	介護職員実務者研修	〃	2名（非常勤2名）
	ホームヘルパー1級	〃	2名（常勤1名、非常勤1名）
	ホームヘルパー2級	〃	2名（非常勤2名）
	介護職員初任者研修	〃	2名（非常勤2名）

3 サービス提供時間

営業日	年中無休
営業時間	0:00～24:00
その他年間の休日	なし

4 サービス内容

事業者は、次のサービスの中から指定の時間帯に選択されたサービスを提供します。

【サービス内容区分】

<身体介護> ①起床介助 ⑧食事介助 ②就寝介助 ⑨口腔ケア ③排泄介助 ⑩体位交換 ④衣服の脱着 ⑪服薬管理 ⑤整容介助 ⑫散歩・買物付き添い ⑥身体の清拭・洗髪 ⑬受診介助 ⑦入浴介助 ⑭その他（ ）		<生活援助> ①調理 ②洗濯 ③住居の掃除・整理整頓 ④買物 ⑤薬の受取り ⑥衣服の入れ替え等 <通院等乗降介助>
---	--	--

5 利用料金

- (1) 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用者のうち各利用者の負担割合に応じた額です。但し介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- (2) 基本利用料に対して早朝（午前6時から8時）・夜間（午後6時から10時）帯は25%増し、深夜（午後10時から午前6時）帯は50%増しとなります。
- (3) 利用料は、当月のサービス利用の内訳、利用料等を記載した請求書を毎月翌月10日までに送付または持参いたしますので、20日までにお支払い下さい。お支払いいただくと、領収証を発行いたします。
- (4) 交通費は、通常の事業の実施地域については無料です。
- (5) その他
 - ア 利用料は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。
 - A 現金払い（サービス提供時に毎回又は月1回定められた日のお支払いとなります。）
 - B 銀行振込（期日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。）
 - イ 上記の利用料は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求することになります。

6 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止（キャンセル）をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話）：027-386-5461
- (2) 利用者の都合でキャンセルする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。
- (3) キャンセル料は、利用料の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無 料
サービス利用日の当日	1000 円

7 当社のサービスの方針等

利用者及び利用者のご家族の思いや考えを十分に汲み取り、思いやりの心で質の高いサービスを提供いたします。また、サービス提供にあたって、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する関係機関との密接な連携に努めます。

8 事故発生時の対応

サービス提供にあたり万一事故が発生した場合は、市町村の担当課、利用者のご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、速やかに損害を賠償します（不可抗力による場合を除きます）。

9 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、利用者のご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。24時間常時連絡が可能な体制にて、ご利用者様にご迷惑を掛けずスムーズな対応ができるようになっています。

緊急連絡先：027-386-5461

10 秘密保持

当事業所職員は、業務上知り得た利用者及び利用者のご家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、退職後においても同様とします。

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

12 虐待防止について

当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため措置を講ずるよう努めるものとします。

13 事業継続計画等の策定について

当事業所は感染症または非常災害の発生時において利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定し当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

14 情報開示に関する事項

当事業所を利用するにあたり、利用者及び利用者のご家族の個人情報について、必要最低限の範囲において、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者、医療機関に対して開示させていただきます。

15 その他

- (1) 利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので前記のサービス提供責任者までご相談ください。
- (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ① ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取扱いはしかねますので、ご了承ください（生活援助として行う買物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です）。
 - ② ヘルパーは、介護保険制度上、利用者（要介護者）の介護や家事の準備等を行うこととされています。ご家族の食事の準備、洗濯など、それ以外の業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
 - ③ ヘルパーに対する暴力、暴言、嫌がらせ、性的嫌がらせ等、利用者またはその家族が背信行為を行うことで、サービス提供に著しく支障をきたす場合、サービスの提供を中止させていただくことがあります。
 - ④ ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

15 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号	027-386-5461
	FAX番号	027-386-5465
	携帯電話	090-3433-6273
	管理者	中島 久子
	対応時間	午前9時から午後6時

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	所在地	高崎市 保健福祉部 介護保険室
	電話番号	027-321-1250
	所在地	伊勢崎市 福祉部 介護保険課
	電話番号	0270-24-5111
群馬県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地	前橋市元総社町335-8
	電話番号	027-290-1363

※提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施無し）

上記の契約を証するため、契約書・重要事項説明書を2通作成し、事業者及び利用者が記名押印の上、各自1通ずつ保有することとします。

以下の記名押印は、重要事項・情報開示に関する説明の承諾も兼ねることとします。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 群馬県高崎市八幡原町 980-1
名称 株式会社 ケイ・エフ・ティー
訪問介護ステーション ソアレ
代表取締役 長岡 大次郎 印
説明者 印

(利用者) 住所 _____
氏名 _____ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）
住所 _____
氏名 _____ 印

(家族代表) 住所 _____
氏名 _____ 印